任期付職員の募集について(理財部 調査官)

財務省 近畿財務局では、金融機関に対する監督及びモニタリング業務に従事する職員を下記のとおり募集します。

記

- 1. 職種及び職務内容 理財部 調査官(係長級)
 - (1)金融機関に対する監督及びモニタリングの実施 ※特に以下に関する内容が中心となります
 - 銀行代理業
 - ・信託業・信託契約代理業
 - ・マネー・ローンダリング関係業務
 - (2) 上記業務に関する職員からの相談対応・指導等
- 2. 必要な経験、資格等

次に掲げる事項のいずれかを満たす者で、職務内容を遂行する上で必要なコミュニケーション力を有している者

- (1) 金融機関において営業店窓口業務、融資業務、信託業務に関する 業務経験(4年以上)・専門的知見を有している者
- (2)マネー・ローンダリングに関する認定資格を有している者で、金融機関又はコンサル会社等で資格を活かした業務経験を4年以上有している者

なお、以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承下さい。

- イ 日本国籍を有しない者
- ロ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその 刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなく なるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日 から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ハ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 3. 採用人数 1名
- 4. 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成 12 年法 律第 125 号)(以下「任期付職員法」という。)に基づき、常勤の国家公務 員として採用
 - ※ 採用後は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に定める 義務等(服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為 等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義 務、政治的行為の制限、兼業制限及び再就職規制等)を遵守

5. 任用期間 任用開始日から、原則として2年間

任用開始予定日:令和8年4月1日(任用開始日は応相談)

6. 休日 土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)

6. 勤務時間 原則として 9 時 00 分から 17 時 45 分まで

(12 時から 13 時まで休憩時間)

7. 勤務場所 大阪市中央区大手前 4 丁目 1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 7 階

財務省近畿財務局 理財部 金融監督第一課

8. 給 与 業務経験等に応じて一般職の職員の給与に関する法律

(昭和25年法律第95号) に基づき支給

9. 応募方法 履歴書及び職務経歴書(任意様式)に必要事項を記入のうえ、下記連

絡先まで郵送してください。

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

10. 選考方法 書類選考、小論文、面接

※具体的な面接日時等については本人宛に連絡いたします。

※小論文は、以下のとおり作成の上、面接日にご提出いただきます。

テーマ:『地域金融機関の現状と課題に関する考察』 様式等: A 4 版縦長用紙横書、1000~2000 字程度。

11. 募集期間 令和7年12月8日(必着)

12. 個人情報の 応募の秘密については厳守します。

取扱い 履歴書等の個人情報は、本件募集の範囲内においてのみ利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正に行い

ます。

13. 連絡先 〒540-8550 大阪市中央区大手前 4 丁目 1-76

大阪合同庁舎第4号館

財務省近畿財務局 総務部人事課任用係

電話 06-6949-6352

Mail: jinji@kk. lfb-mof. go. jp